## 環境社会配慮ガイドライン改訂にかかる各委員の意見及びジェトロの考え

No		ガイドラインの該当箇所	ご意見	委員名	ジェトロの考え
1	全体		貴機構の各種事業の運用の在り方とそれら事業が与えうる環境社会 影響の規模について理解したうえでコメントすることが適切と考えます が、残念ながら、そのような情報を持ち合わせておらず、以下のとおり、 いくつか一般的な意見しか述べることができないこと、ご容赦下さい。	小島委員①	ジェトロからも、できるだけ事業紹介等を委員の皆様に行っていきたいと 考えます。
2	全体		意見①に関連して、貴機構が行うFSスキームは、近年は多くは実施れていないと理解しています。 従来、それらFSスキームが、貴機構における環境社会影響を与えうる主要なものだったと理解しています。それらが引き続き実施される可能性があるのか、また、FSスキーム以外に環境社会影響を与えうるのはどのようなものが想定されるのかを理解したうえで議論するのが適切とえます。この点、情報に接していないため、コメントができかねること、ご理解頂ければ幸いです	小島委員②	従来、諮問委員会で議論していたFS事業(経産省からの受託事業)は終了しており、現在、同事業は実施していない状況にある。ただ、ジェトロでは、従来のFS事業以外であっても、特に投資貿易に従事する中小企業に対し、環境社会配慮への注意喚起を行い、積極的に情報提供をすべき立場にあるものと考えています。
3	全体		意見②に関連して、詳細が不明な中で意見を述べるとすると、貴機が行っている事業において大規模な環境社会影響が想定されるもの限定される、つまり当機構の環境社会配慮ガイドラインでいう「カテニ A」のようなものが想定されないのであれば、ガイドラインは簡略なものよいと考えます。例えば、適切な配慮が行われる旨を実施前に情報開し、実施段階において適切なモニタリングを行う大枠のプロセスのみ記載し、それ以外は貴機構内部のマニュアル等で規定すればよいとえます。	が リ で 公 公 を	ご指摘の通り、カテゴリーAといった事業の分類分けは、本ガイドライン上で採用されておりません。ただ、過去に実施された委託事業との関連で、本ガイドラインに第III部(案件形成調査事業における環境社会配慮)の章が設けられております。この第III部の適用は現在はありませんが、規定自体を残置することで、将来の委託事業にも備えられるといった意見が、以前の委員会であったものと理解しています。ご指摘のとおり、ガイドラインはむしろ簡略的記載のままとする方向で検討します。
4	全体		SDGsへの取り組みは、政策や資源配分の説明や優良事例の紹介なることが多く、時にそれらは環境社会配慮の考え方と相容れないことがあります。当機構ガイドラインにおいては、SDG s は引用するにとどめ、SDGsや環境への取り組み自体は別文書で扱っています。		SDGsの実施方法について、別紙に盛り込むことについて検討いたします。
5	全体		ジェトロ環境社会配慮ガイドラインの改訂にあたっては、実施状況のだ話的なレビューが必要だと考える。特に、以下の観点について、検討が必要であると考えるがいかがか。 ①現行ガイドラインの実施において、問題が生じたケースはあるのからえば、シェトロが海外進出支援を行った企業や商品・サービスが、NGでや市民団体等に問題視・批判されたケースはあるのか否か等。 ②近年、日本企業がCSRの観点で問題視・批判されたケースで、ジトロとして事前に予防策等を支援する機会・可能性はあったのか否か ③現行ガイドラインの参照基準等について、国際情勢や日本政府の方針の変化等により、改訂が必要だと思われる点は何か。	田辺委員①	ガイドラインの実施において、問題が生じたケースはありません。従来、経済産業省より受託していたFS事業は実施していないため、現在、ジェトロが実施しているグリーン関連事業、SDGsに関連した事業について、諮問委員会において説明させていただきます。

6	全体		SDGsのガイドラインへの反映について、以下の点を質問・コメントする。 1. 依頼状において「ジェトロでは現行のガイドラインにSDGsの考えなを盛り込むべく同ガイドラインの改訂を予定しております。」との記載があるが、現行ガイドラインとSDGsの各ゴールを比較したときに、どの目標に関する記載が足りないと考えているのか。 2. SDGsのガイドラインへの反映の目的については、ジェトロの事業に略をよりSDGsへの貢献に資するようにすることか、それとも現在のジェトロ事業のSDGsへの貢献度を示すことで、組織のブランドイメージを向上することか。 3. ジェトロ事業とSDGsの関連ゴールとの関係性をラベリングすること想定しているか。ラベリング自体はそれほど難しいことではないと思われるが、そのラベリング結果をもとに、ジェトロの事業戦略の転換に結び付けることは難しいと思われる。また、すでに多くの組織・企業が同様のラベリングを行っている中では、ブランドイメージ向上の広報効果はそれほど高いとは想像しがたい。ラベリングを検討している場合は何を狙っているのか。 4. 各目標への貢献度を定量化することで、ジェトロの事業戦略の転によい材料になると思われるが、ビジネス支援者の立場では各開発事業のデータ入手が困難であると想定される。ただパイロット的にいくつかの支援事業で行うことは意義があると思われる。	田辺委員⑥	ジェトロは、対日投資促進、中小企業の海外ビジネス支援、海外情報の発信などの貿易投資促進事業を実施しており、これらの取り組み自体がSDGs目標(特に目標13の気候変動など)への貢献につながるものがあると考えています。こうした観点で、2014年に改訂した環境社会配慮ガイドラインを見直し、現在のジェトロ事業を盛り込むと共に、SDGsの考え、さらに最新の環境社会配慮の動向についても盛り込むべく改訂したいと考えています。
7	全体		ロシア及びベラルーシ支援・対ウクライナ支援について、以下の点を質問・コメントする。 ①ロシア(及びベラルーシ)によるウクライナ侵攻後、ジェトロはロシア及びベラルーシに対して、どのような対応を行ったか。 ②また、同侵攻後、ウクライナに対してはどのような支援を行ったか。 ③ジェトロは、紛争当事国に対する支援について、何らかの方針を持っているか。また、方針を持つことについてはいかがか。	田辺委員⑦	ロシアのウクライナ軍事侵攻に伴い、「ウクライナ情勢に係る各国・地域の見方とビジネスに関する相談窓口」を設置し、ジェトロホームページ上でウクライナ情勢などの情報を発信しています。また、2022年9月に「ウクライナ支援事業推進委員会」を設置し、今後、ウクライナ支援事業について検討を進める予定です。
8	全体		ジェトロの事業が現行ガイドライン改定の2014年から大きく変わりましたので、JICAやJBICの公的資金のガイドライン改定とは異なり、全面的な改定が必要だと考えます。特に、ジェトロガイドライン策定の発端だった案件形成調査事業の実施形態が大きく変更されましたので、その点を踏まえた議論が必要だと考えます。	松本委員①	案件形成事業は、現在受託しておりませんが、念のために、関係個所を残しておいた方がよいとの意見が、以前の委員会ぎ議論された経緯があります。そのため、今後同様の事業があった際に対応できるよう、該当箇所が残したままとし、他機関等からの委託事業にも運用可能の立場を維持しておきたいと考えています。
9	第1部 基本的事項		国の環境基本法には環境配慮の意義及び配慮対象項目に社会配 慮が含まれていないので、第1部で環境基本法に社会配慮を入れるよ うに国に提案する。	宮崎委員②	ガイドラインの目的やジェトロの対応範囲を逸脱することが懸念されます ので慎重に検討させていただきます。
10	第1部 基本的事項	1. 基本理念	現行の「ガイドライン」策定時から、現行の第五期中期目標の実施状況において、JETROの活動の重点に変化があったと思われる。今般の改訂に合わせ。修正すべきかどうか議論してはどうか。 第五期中期目標(2019年度~2022年度): (1)対日直接投資やスタートアップの海外展開等を通じたイノベーション創出支援、①質の高い対日直接投資等の促進、②スタートアップの海外展開支援、③オープンイノベーションの推進、(2)農林水産物・食品の輸出促進等の目標を設定し業務運営の実施を行っている。	高梨委員①	現在、ジェトロでは2023年度から開始する第六期中期目標を策定中ですので、本ガイドライン改定の際には、これを反映させることを考えております。

11	第1部 基本的事項	1. 基本理念	現行の「ガイドライン」策定時から、環境社会配慮を巡る国際的な取り組みが大きく発展してきている。そうした新たな取り組みを追記、取り入れ、修正を検討してはどうか。 ・国連サミット採択「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)、2015.9 ・気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第6次評価報告書、2021.8 ・国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)のパリ協定採択による2050年カーボンニュートラル脱炭素社会実現、2015.12・日本政府閣議決定「パリ協定に基づく成長戦略として長期戦略」、2021.10 ・G7伊勢志摩サミット「質の高いインフラ投資推進のための伊勢志摩原則」、2016 ・G20大阪サミット「質の高いインフラ投資に関する原則、2019	高梨委員②	ご指摘のありました日本政府の重要政策等の追記について検討いたし ます。
12	第1部 基本的事項	1. 基本理念	2014年以降の、ビジネスと環境社会配慮に係る国際的な潮流の変化を書き込む必要があると思います。具体的には;・ビジネスと人権の指導原則・行動計画(日本だけでなく、日本企業が投資する主要国に関する情報を含む)・責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン・世界銀行グループのセーフガード政策改定・気候変動に関する最近の動向と国際的な目標・SDGsとそれに関わる最近の動向などが考えられますが、改訂作業のスタート時点で洗い出してはどうかとと考えます。	松本委員②	第2回の諮問委員会では、ビジネスと人権と環境社会配慮について ジェトロからご説明させて頂くと共に議論いただくことを考えています。ま た、環境社会配慮の最新の動きであるSDGs、ビジネスと人権、サプラ イチェーン対応などの記載についても検討いたします。
13		1. 基本理念 2.事業主体としてのジェトロの環境社会配慮 (別紙1)	パリ協定(2015年)では、脱炭素化を目指す明確な長期目標を定め、「工業化前と比して世界の平均気温の上昇を2℃を十分下回る水準に抑制し(2℃目標)、1.5℃に抑制するよう努力する(1.5℃目標)」としていること。また、今世紀後半に温室効果ガスの人為的排出と人為的吸収を均衡させるよう急速に削減し、排出を「実質ゼロ」とするカーボンニュートラル(温室効果ガス/CO2排出実質ゼロ)を目標に掲げる国が増大(140カ国以上+EU)していること。これらを踏まえ、脱炭素社会における環境社会配慮の実施についての言及が必要ではないか。また、併せて、国連の2030年目標であるSDGsへの記述も必要と思われる。	柳委員①	ご指摘のとおり、気候変動に対する認識は急速に高まっており、過去に ジェトロがガイドラインを策定した時期に比べ、大きな変化が生まれてい ると考えられます。ご指摘の内容について盛り込むべく検討します。
14	第 Ⅱ 部 貿易·投資促進事	1. 基本理念 2.事業主体としてのジェトロの環境社会配慮	ジェトロの第5期中期計画の基本理念に述べているところであるが、「機構の役割」として、「自由で公正なルールに基づく貿易を推進する我が国の通商政策に沿い、持続可能な開発目標(SDGs)も踏まえながら、貿易の利益を広く享受する包摂性(インクルーシブネス)を高める観点から、貿易振興機関として自由貿易の経済的恩恵を積極的に発信するとともに、とりわけ中小・地域の企業などに国際貿易に参加する機会を提供する役割を果たす。」という内容を基本理念に追加しても良いのではないか。	柳委員②	現在、第六期中期計画を策定中ですので、最新の動きをも見ながら、 委員会の場で検討させていただきます。

	1		T			1
15	第1部 基本的事項	1. 基本理念	3行目	第 I 部 基本的事項の 1. 基本理念の個所に「〜・・開発途上国調査研究を実施する機関である。」記載あり。 ①「〜・・開発途上国調査研究及びその支援を実施する機関である。」と、追加してはどうか。	塩田委員①	アジア経済研究所には、自らの手で研究課題を発掘し、偏見のない 立場で成果を報告するといった独自の責任と使命が伴うべきと理解し ておりますので慎重に検討させていただきます。
16	第1部 基本的事項	1. 基本理念	1ページ目下から7行目	第 I 部 基本的事項の 1. 基本理念の個所に「このような背景の中で、~・・・・ジェトロの責務である。」記載あり。 ①「このような背景の中で、官民連携のもとに、~・・・社会づくりに寄与することやすべての企業が、持続可能な開発目標(SDGs)に取り組むことは、~・・・・ジェトロの責務である。」を追加してはどうでしょうか。	塩田委員②	基本理念のどの部分にSDG s への取り組み記述するのが最も明確で効果的か委員会において検討させていただきます。
17	第1部 基本的事項	1. 基本理念 3. 環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲	8行目 1行目参照	第I部 基本的事項 1. 基本理念 及び3. 環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲 において、以下の通り、記載あり。  (抜粋) 第I部 基本的事項 1. 基本理念 さらに、地球温暖化、有害廃棄物の越境移動、森林破壊等の地球規模の環境問題や・・・(以下、略)  (抜粋) 第I部 基本的事項 3. 環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲環境社会配慮の範囲(スコープ)には、大気系、水系、土壌、廃棄物、事故、水利用、地球温暖化・・・(以下、略)。  「地球温暖化」という表現が使用されているが、国際的には「気候変動」という表現の方が定着していることから、「気候変動」に改めてはどうか。少なくとも、英語climate changeと表記した方が理解を得やすいと思われる。	源氏田委員①	ご指摘の通り、地球温暖化よりも気候変動の用語の方が適当だと思いますので変更について諮問委員会において検討させていただきます。
18	第1部 基本的事項	1. 基本理念	21行目の後に挿入	第I部 基本的事項 1. 基本理念において、持続可能な開発目標 (SDGs) に関する記述を追加してはどうか。 例えば、「2015年には、持続可能で多様性と包摂性のある社会の 実現のため、国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs) の達成に向けて、官民で多様な取組みが進展してきている」旨、追記してはどうか。	源氏田委員②	SDGsについて記載する部分、表現について、諮問委員会において検討させていただきます。
19	第1部 基本的事項	1. 基本理念	21行目の後に挿入	第I部 基本的事項 1. 基本理念において、パリ協定や脱炭素社会にも、言及してはどうか。例えば、「特に、気候変動については、パリ協定に基づき、国際社会が、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも2℃高い水準を十分に下回るものに抑えるとともに、1.5℃高い水準までのものに制限するべく、脱炭素社会への移行に向けた努力を行っている。我が国も「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」や「2050年カーボンニュートラル」宣言等に基づき、脱炭素社会を目指している。」旨、追記してはどうか。	源氏田委員③	ご意見を参考にさせていただき、追記について、諮問委員会において検 討させていただきます。

20	第1部 基本的事項	2. 本ガイドラインの目的	目的だけでなく、ガイドラインの 全体構成に関係します。	意見①でも書きましたように、諮問委員会が最後に開かれて以降、ジェトロの事業が大きく変わってきていると思います。改訂にあたっては、最初のガイドラインを策定した頃のように、現在のジェトロの事業の全体像を詳細に理解できる場を設けて頂きたいと思います。頂いた『ジェトロの環境・グリーン関連分野の取り組み(2022年度)』とジェトロのウェブサイトを比較すると、「新輸出大国コンソーシアム」に含まれる様々な支援がどこに位置づけられるのかが不明確な一方で、『取り組み(2022年度)』に記載された個々の支援が、ウェブサイト上のどの活動と呼応するのか一見しただけではわかりませんでした。ガイドラインの改訂にあたっては、まずジェトロの活動の現状をしっかりと説明して頂く必要があると考えます。	松本委員③	最新のジェトロの取り組み、また2023年度から開始する第6期中期計画の概要などについて説明させていただきます。
21	第1部 基本的事項	3. 環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲		感染症にコロナも入れたらよいと思います。	宮崎委員①	感染症については、ガイドラインに「HIV等」の記載が既にありますので、 表現を調整した上で追記について諮問委員会において検討させていた だきます。
22	第1部 基本的事項	3. 環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲		・環境社会配慮の「範囲(スコープ)」には、・・・となっているが、ここは「項目」とし、表題と平仄を合わせるべきでは。 ・また、同「項目」の中に、新たに「労働環境(労働安全)を含めてはどうか。	高梨委員③	労働環境 (労働安全) に追記について、諮問委員会において検討させていただきます。
23	第1部 基本的事項	<ul><li>3.環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲</li><li>7.用語の定義</li></ul>	2行目 (1)環境社会配慮1行目 参照	第I部 基本的事項 3. 環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲 及び7.用語の定義において、以下の通り、記載あり。 (抜粋)第I部 基本的事項 3. 環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲 環境社会配慮の範囲 (スコープ)には、大気系、水系、土壌、廃棄物、事故、水利用、地球温暖化、生態系及び生物相等・・・(以下、略)(抜粋)第I部 基本的事項 7.用語の定義「環境社会配慮」とは、大気系、水系、土壌への影響、生態系及び生物相等自然への影響・・・・(以下、略) 「生態系及び生物相」という用語が用いられているが、近年、より定着してきている表現として、「生物多様性」に置き換えてはどうか。	源氏田委員④	生物多様性の表現の方が適切かと思われますので、修正について諮 問委員会において検討させていただきます。

24	第1部 基本的事項	3. 環境社会配慮の項目と環境社会影響	6行目参照	第I部 基本的事項 3.環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲において、以下の通り、記載あり。  (抜粋)環境社会配慮の範囲(スコープ)には、大気系、水系、土壌、廃棄物、事故、水利用、地球温暖化、生態系及び生物相等を通じた人間の健康と安全及び自然環境(越境または地球規模の環境影響を含む)、並びに非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等の社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族等の社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS等の感染症、放射性物質が含まれる。  環境社会配慮の範囲(スコープ)に、「労働環境(労働安全含む)」を追加してはどうか。近年、中国の新疆ウイグル自治区で、少数民族の強制労働が問題となったこともあり、労働環境への配慮も必要と思われる。労働環境は、IFCのパフォーマンススタンダードでも調査項目となっている。また、JICAの環境社会配慮ガイドライン、JBICの環境チェックリストー覧表においても、労働環境が調査項目となっている。	源氏田委員⑤	労働環境 (労働安全) に追記について、諮問委員会において検討させていただきます。
25	第1部 基本的事項	3. 環境社会配慮の項目と環境社会影響	2ページ、1 2行目~1 9行	第 I 部 3. 環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲の個所に、「大気系〜・・・及び生物相〜・・・及び自然環境、並びに〜・・が含まれる。」を簡潔に表現するため、基本的に別紙のように分類し、追加すべき項目があるかどうかの検討が必要と思われる。	塩田委員③	ご提案の内容について、諮問委員会において検討させていただきます。
26	第1部 基本的事項	3. 環境社会配慮の項目と環境社会影響4. 社会環境と人権への配慮		意見②で挙げた最近の動向を踏まえて見直す必要があります。現状は JICAやJBICの当時のガイドラインに沿った内容になっていますが、この ままでよいかどうかは、意見②の政策レビューと合わせて検討するのが適 切かと考えます。意見①で書きましたように、ジェトロの支援事業が大き く変化している中では、項目や範囲について個別・具体的に提案する のは難しいです。	松本委員④	ジェトロの取り組み及び世界の環境社会配慮の動向について反映すべく、諮問委員会において検討させていただきます。
27	第1部 基本的事項	5.ガイドライン遵守と説明責任の確保		・本項目では、「環境社会配慮諮問委員会」を設置し、定期的に委員会を開催し、事業の実施状況を報告し・・専門的な立場からの助言を求める」とされていますが、これまでのガイドラインの実施・運営に関連し、同「委員会の」開催状況について、ご報告いただきたい。	高梨委員④	ジェトロ環境社会配慮諮問委員会は前回は2019年7月に開催した後、コロナ禍においては開催を見送ってきた経緯があり、コロナ状況の改善に伴い2022年度は開催することにいたしました。
28	第1部 基本的事項	5.ガイドライン遵守と説明責任の確保		現行のガイドラインに関して、ここに定めた項目がどのくらい達成できているか、達成できていない場合はその理由とともに検証する必要があると思います。また、意見①や③で書きました通り、ジェトロの支援事業そのものが大きく変化している中で、今後の重きを、ガイドラインの遵守から説明責任の確保に置くことも一つの考え方として議論できればと思います。現時点では意見②と意見③のレビューをしていない段階なので、具体的な提案まで書くことは難しい状況です。	松本委員⑤	ジェトロ環境社会配慮諮問委員会は、コロナ禍においては開催を見送ってきましたが、今後は定期的に開催することを考えています。 開催内容は公開することにしておりますので、出来るだけ具体的な取り組みや成果の説明に努めたいと考えております。
29	第1部 基本的事項	6. ガイドラインの改正について		改訂にあたっては、これまでのガイドラインの運用実態をまず確認し、公開することが必要だと考えます。それを踏まえて、次のガイドラインではこの項目をどのように修正するかを検討するのが適当だと考えます。	松本委員⑥	現在は、従来実施していた経済産業省からのFS事業(受託事業)は実施していないため、現在のジェトロ事業について説明させていただいた上で、諮問委員会において改訂案について検討いただくことを考えています。

30	第1部 基本的事項	7. 用語の定義	(7) の次に	7. 用語の定義として、SDGSを追加してはどうか。	塩田委員④	ジェトロが独自にSDGSについて定義することは慎重に検討しますが、 SDGsどどのように記載するのが最も適切か諮問委員会において検討 させていただきます。
31	第1部 基本的事項	7. 用語の定義		この項目は必ず入れた方が、いと考えますが、定義が必要な用語は、 今後の改訂の議論を踏まえて検討するのが適当だと考えます。	松本委員⑦	「用語の定義」については、諮問委員会において、どれを取り上げるかも 含めて、検討させていただきます。
32				現行のジェトロによる支援事業が全て「貿易・投資促進事業」で括れる のであればこのままでいいですが、難しければ見直しが必要です	松本委員⑧	ジェトロのすべての事業は、貿易・投資促進事業の範囲内で実施されていると理解しております。
33				・「基本的な考え方」は、意見②を踏まえた書き方に修正する必要があると考えます。 ・「事業主体としてのジェトロ」と「支援する側のジェトロ」に分けて記載するのは遵守を考える際にも重要だと考えます。一方で、現在のジェトロ事業が、このような役割で整理できない場合は、それに即した書き方が必要になります。一方で、この2つの役割があるにしても、事業が細分化されているのであれば、それぞれについて個別の記述をする必要があるかもしれません。	松本委員⑨	最新のジェトロ事業及び世界の環境社会配慮の動向を踏まえ、簡潔で分かりやすい表現になるよう、諮問委員会において検討させていただきます。
34	第II部 貿易・投資促進事業 における環境社会配慮	1.基本的考え方		現行のガイドライン策定の際は、「企業の社会的責任(CSR)」が大きなテーマとして議論されていたが、現在は持続的な開発目標 (SDGs) が国際的にも国内民間企業においても重要なテーマとして取り入れられている。新たなガイドライン改訂においてCSRの取り扱いをどうすべきか、さらに新たなSDGsの導入・取り組みについてどう記載すべきか協議してはどうか。	高梨委員⑤	CSR、SDGsについて、ジェトロ事業との関係について整理し、表現について諮問委員会において検討させていただきます。
35	第II部 貿易・投資促進事業 における環境社会配慮	1.基本的考え方	(1) 環境社会配慮を通じた組織の社会的価値の向上の5行目参照	第II部 貿易・投資促進事業における環境社会配慮 1. 基本的な考え方 (1) 環境社会配慮を通じた組織の社会的価値の向上において SDGsを踏まえた事業展開に触れてはどうか。例えば、5行目の「企業の社会的責任 (CSR) が強く問われるという、時代の要請がある。」の後に、「さらに、近年では、2015年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標 (SDGs) の実現を目指し、企業も、積極的に自らの事業活動を変革していくことが求められている。」と追記してはどうか。	源氏田委員⑥	ご指摘の内容を盛り込むべく、諮問委員会において検討させていただき ます。
36	第II部 貿易・投資促進事業 における環境社会配慮	① 1. 基本的な考え方 ② 3. 企業の環境社会配慮へのジェトロの支援 ③ 3. 企業の環境社会配慮へのジェトロの支援	① (1)環境社会配慮を通じた組織の社会的価値の向上 8行目参照 ② (1)環境社会配慮に関する情報の提供と助言 3行目及び4行目参照 ③ (3)実践事例の普及・啓発 4行目参照	① 1. 第II部 貿易・投資促進事業における環境社会配慮 1. 基本的な考え方 (1)環境社会配慮を通じた組織の社会的価値の向上 8行目の「CSR活動」の後、 ② 2. 第II部 貿易・投資促進事業における環境社会配慮 3. 企業の環境社会配慮へのジェトロの支援 (1)環境社会配慮に関する情報の提供と助言 3行目及び4行目の「CSR活動」の後、 ③ 3. 第II部 貿易・投資促進事業における環境社会配慮 3. 企業の環境社会配慮へのジェトロの支援 (3)実践事例の普及・啓発 4行目の「CSR活動」の後に、 それぞれ「SDGsの達成への貢献」を入れてはどうか	源氏田委員⑦	CSR、SDGsについて、ジェトロ事業との関係について整理し、表現について諮問委員会において検討させていただきます。

37	第II部 貿易・投資促進事業 における環境社会配慮	2.事業主体としてのジェトロの環境社会配慮		・先に指摘したが、JETROの第五期中期目標において、「スタートアップの海外展開支援」や「オープンイノベーションの推進、「農林水産物・食品の輸出促進」等の新たな目標が掲げられているが、これに合わせ現行のガイドラインを修正すべきか議論してはどうか。 ・また、近年日本企業のサプライチェーンの確保が強調されてきているが、サプライチェーンの確保と環境社会配慮のあり方を一度議論してはどうか。	高梨委員⑥	2023年度から始める第六期中期計画が策定されていますので、同内容を反映するよう調整します。また、「サプライチェーンの確保と環境社会配慮のあり方」を盛り込むことについても、諮問委員会において検討させていただきます。
38	第II部 貿易・投資促進事業 における環境社会配慮	3.企業の環境社会配慮へのジェトロの支援	(1) 環境社会配慮に関する	・CSR活動に加え、現在SDGsが日本企業含め国際的に広範に取り入れられている。新たなガイドラインにおいてSDGs目標をどう取り入れ、修正すべきか議論してはどうか。	高梨委員⑦	CSR、SDGsについて、ジェトロ事業との関係について整理し、表現について諮問委員会において検討させていただきます。
39	第II部 貿易・投資促進事業 における環境社会配慮	3.企業の環境社会配慮へのジェトロの支援	(2) 日本企業の海外展開 支援事業等と環境社会配慮	・ここでは当時の第三期中期計が紹介されているが、現行の第五期中期計画が策定され、実施されていることから、重点的な取り組みを含め、新たなガイドラインにどう取り入れていくか検討してはどうか。	高梨委員⑧	2023年度から始める第六期中期計画が策定されていますので、同内容を反映するよう調整します。
40	第II部 貿易・投資促進事業 における環境社会配慮	3.企業の環境社会配慮へのジェトロの支援	(3) 実践事例の普及・啓発	・ここではもっぱらCSR活動を取り上げているが、現在多くの企業が取り 組んでいるSDGsの紹介、普及・啓発を追記・修正を検討してはどう か。	高梨委員⑨	CSR、SDGsについて、ジェトロ事業との関係について整理し、表現について諮問委員会において検討させていただきます。
41				案件形成調査事業について、今後ジェトロが実施する可能性はあるのか否か。ガイドラインIII部を残しておく必要があるのかどうか、確認させて 頂きたい。	田辺委員②	第III部は過去にジェトロが受託した案件形成事業に適用されてきた 手続きや透明性確保するための規定だと考えますが、今後、他機関 等から類似の受託を受ける可能性もありますので残しておくことを想定 しています。
42				経産省等からジェトロが案件形成調査を現在でも受託しているのかどうか確認させて下さい。受託がないようでしたら、改訂時に削除することはやむをえないと考えます。しかし、その場合場合も、これまでの実績や環境社会配慮面での経験を報告書の形で残し、委託元である経済産業省等に提言もしくは報告し、公開文書として残すことが望ましいと考えます。	松本委員⑩	経産省等受託していた案件形成調査事業については現在は事業終 了しています。
43	第III部 案件形成調査事業 における環境社会配慮	1.基本的考え方	(1)前提	第III部 案件形成調査事業における環境社会配慮 1. 基本的な考え方 (1)前提 4)として、気候変動対策の観点から、ジェトロにおいて、石炭火力発電所に対する方針がある場合は、明記してはどうか。例えば、「パリ協定の目標達成に向け、世界全体の脱炭素化が求められる中、ジェトロにおいては、排出削減対策を講じていない石炭火力発電所の案件形成調査は実施しない」といった記載を行うことを検討してはどうか。	源氏田委員⑨	ジェトロ単独では石炭火力発電事業支援の方針はもっておりません。
44	第Ⅲ部 案件形成調査事業 における環境社会配慮	1.基本的考え方	(2)基本方針	JICAの環境社会配慮ガイドライン(2022年1月版)及びJBIC環境社会配慮ガイドライン(2022年5月制定、同年7月施行)における環境社会配慮との整合性を図る必要がある。特に、改定されている項目として、(1)環境社会配慮の範囲、(2)手続きの迅速化、(3)「よくある問答集」の活用、(4)自然生息地の保護に係るミティゲーション・ヒエラルキーの導入、(5)苦情処理メカニズムの整備、(6)ステークホルダーとの協議プロセスの明確化、(7)先住民族の「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」(Free, Prior and Informed Consent:FPIC)原則の導入などとの記載事項の確認・調整である。	柳委員③	ご指摘の内容については、他機関のガイドラインを参考にしつつ、ジェトロ事業との関係性も考慮しながら、諮問委員会において検討させていただきます。

45	第Ⅲ部 案件形成調査事業 における環境社会配慮	1.基本的考え方	(3) ジェトロが担う環境社 会配慮上の責務 の5行目 及び6行目	第III部 案件形成調査事業における環境社会配慮 1. 基本的な考え方 (3) ジェトロが担う環境社会配慮上の責務において、以下の通り、記載あり。  3) ジェトロは、各種調査実施中、ステークホルダー等からの関連情報を受け取った場合、その内容を調査実施者と共有したうえで、必要に応じて適切に対処する。  関連情報について、「(苦情を含む)」を追記してはどうか	源氏田委員⑩	ご指摘の通りで、「苦情を含む」を追記するよう諮問委員会において検 討させていただきます。
46	第Ⅲ部 案件形成調査事業 における環境社会配慮	2. 調査手続きの方法	(4)調査報告書の公開の 1行目及び2行目	第III部 案件形成調査事業における環境社会配慮 2. 調査手続きの方法 (4) 調査報告書の公開 の箇所において、以下の通り記載あり。 1) 和文・英文の報告書の公開は、ジェトロビジネスライブラリーへの配架によって行うものとする。 2) 原則として、同報告書の要約をジェトロホームページに掲載する。 1. 和文・英文の報告書は、ジェトロホームページにも掲載してはどうか。 2. 報告書の要約は、相手国の公用語でも作成してはどうか。		ジェトロビジネスライブラリーは既に閉鎖されており、ガイドラインの表記を 訂正する必要があります。 なお、同報告書の要約をジェトロホームページ掲載で対応してきました が、相手国の公用語での掲載は、必ずしも実施してきてはおりませんで した。できる限り公開の原則を尊重してはおりますが、委託者側との契 約遵守や守秘義務といった取り決めもあり、例外なく全文公開が可能 といった対応はできないことがございますので、慎重に検討させていただ きます。
47			p.11「貿易・投資促進事業 において想定し得るリスクの判 断に参考となる国際条約や協 定等」の表	p.11 「貿易・投資促進事業において想定し得るリスクの判断に参考となる国際条約や協定等」の表のうち、「④事業所・工場からの汚染物質、有害廃棄物等の排出」及び「⑤危険・有害物質の使用」に関する「国際条約や協定等」の欄に以下の通り、記載あり。ストックホルム条約、ウィーン条約、モントリオール議定書、京都議定書、ロンドン条約京都議定書の後に、「パリ協定」を追記してはどうか。	源氏田委員⑧	気候変動枠組条約と表記すべきか、パリ協定として表記すべきか、追記する方向で諮問委員会において検討させていただきます。
48	別紙1 <貿易・投資促進事業において想定し得るリスクの判断に参考となる国際条約や協定等>			前述の通り新たな国際的協定等が採択されている:「持続可能な開発のための2030アジェンダ」、IPCC第6次評価報告書、COP21のパリ協定による2050年カーボンニュートラル脱炭素社会実現および日本政府の長期戦略やG7/G20の宣言やビジョン等。これらを加味して、別紙1の項目の再構築を検討してはどうか。	高梨委員⑩	ご指摘を踏まえ、最新情報に改訂する方向で諮問委員会において検 討させていただきます。
49	ガイドライン別紙1等			ジェトロの森林伐採・木材調達・パーム油関連事業に関する取り組みについて、以下の点を質問・コメントする。 ①ジェトロによる森林伐採・木材調達・パーム油関連事業の支援状況を教えて頂きたい。 ②一次産品の調達にあたっては、第三者認証の取得を求めることが一般的になりつつあるが、ジェトロにおいては、支援対象企業に対してそのような確認を行っているか。 ③一次産品の調達にあたって、支援対象企業が適切な第三者認証を取得しているかどうかを確認するプロセスをガイドラインに含めるべきではないか。	田辺委員④	森林伐採・木材調達・パーム油関連事業については、実施しておりません。
50	ガイドライン別紙1等			日本政府はビジネスと人権に関する行動計画(NAP)2020-2025 を策定している。ビジネスと人権に関するジェトロの取り組みについて、以下の点を質問・コメントする。 ①NAPの中でジェトロが該当する箇所はどこか。 ②ジェトロが支援先企業/支援検討中企業の人権デューデリジェンスを行った事例はあるか。 ③ガイドライン改訂にあたっては、支援先企業の人権デューデリジェンス実施をガイドラインに含めるべきではないか。	田辺委員⑤	ビジネスと人権については、第2回諮問委員会に置いて、山田美和・ア ジア経済研究所新領域研究センター長よりご説明させていただきます。

51		I.新興国での新中間層獲得による日本再生事業 (アクションブラン実現に向けた個別のインフラ整備等のための事業実施可能性調査) 2.環境社会的側面の検討 (3)相手国の環境社会配慮関連法規の概要及びそのクリアに必要な措置 の5行目、及びII.エネルギー需給緩和型インフラ・システム普及等促進事業 (円借款・民活インフラ案件形成等調査) 2.環境社会的側面の検討 (3)相手国の環境社会配慮関連法規の概要及びそのクリアに必要な措置 の5行目		(別紙3) 調査報告書における環境社会配慮に関する項目の記述要領 I.新興国での新中間層獲得による日本再生事業 (アクションプラン実現に向けた個別のインフラ整備等のための事業実施可能性調査) 2. 環境社会的側面の検討 (3) 相手国の環境社会配慮関連法規の概要及びそのクリアに必要な措置、及びII.エネルギー需給緩和型インフラ・システム普及等促進事業 (円借款・民活インフラ案件形成等調査) 2. 環境社会的側面の検討 (3) 相手国の環境社会配慮関連法規の概要及びそのクリアに必要な措置 の箇所で、以下の通り、記載あり。 (抜粋) 本調査の次の段階でEIAを行う必要がある場合は、時期、期間、調査が必要な領域・調査事項、本調査実施段階で想定し得る必要な対応策等を記述すること。 上記の記載の後に、「対応策の検討にあたっては、まず、ミティゲーション・ヒエラルキーに沿って影響の回避を優先的に検討し、これが可能でない場合には影響の最小化、軽減、次に緩和措置を検討することとする。代償措置は、回避措置や最小化、軽減、緩和措置をとってもなお重大な影響が残る場合に限り検討が行われるものとする。」と追記してはどうか。	源氏田委員⑫	ミティゲーション・ヒエラルキーを取り込むかどうかについて、諮問委員会において検討させていただきます。
52	別紙3_調査報告書における 環境社会配慮に関する項目 の記述要領		P 1 4の上から3行目	(別紙3)「調査報告書・・・~の記述要領」に記載されている「調査の実施者は、・・・~に係る項目については、持続可能な開発目標(SDGs)を具体的に示し、下記の通り記述すること。」としてはどうか。	塩田委員⑤	SDGsの記載について諮問委員会において検討させていただきます。
53				・JICAガイドラインでは「現地ステークホルダー」との協議をさらに重視し、より現場に即した環境社会配慮の実施、適切な合意形成に資するべく、別紙5を作成し添付した。ジェトロのガイドラインでも本テーマについて再検討し、JICA別紙5を参照する等検討してはどうか。	高梨委員⑪	現地におけるステークホルダーとの協議について、盛り込むかどうか諮問 委員会において検討させていただきます。
54				・JETROは2022年7月に「ジェトロの環境・グリーン関連分野の取り組み」を発表し、活発なグリーン化・グリーン発展協力等積極的な事業展開を実施している。本ガイドラインと関連性もあり、可能であれば同「取り組み」の策定背景と具体的目標について紹介いただきたい。	高梨委員⑫	「ジェトロの環境・グリーン関連分野の取り組み」について、第1回諮問委員会においてジェトロより説明させていただきます。
55				ジェトロの気候変動取り組みについて、以下の点を質問・コメントする。 ①ジェトロの化石燃料関連事業(採掘・輸送・発電等)の支援状況を教えて頂きたい。 ②気候変動の取り組みについては、単にグッドプラクティスを積み上げて例示するだけでなく、パリ協定の整合性を見える化することが求められている。ジェトロの事業において気候変動への影響や貢献度を見える化できる可能性はあるか。 ③上記の見える化が困難であったとしても、少なくとも日本政府が掲げているカーボンニュートラル宣言に沿って、ジェトロとしての気候変動の方針や目標(緩和・適応両面で)を表明するべきだと考える(JBICのESGポリシー等をご参照頂きたい)。	田辺委員③	ジェトロの気候変動への基本姿勢をガイドライン内に記載するよう諮問委員会において検討させていただきます。また、ジェトロの日本国内の主要事務所でのCO2排出削減目標について、2022年6月に新たな目標を策定しましたので諮問委員会において紹介させていただきます。なお、ジェトロがエネルギー関連で直ちに実施できる事業は少ないと理解しております。